

建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等
に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

デジタル技術の活用による行政サービスの提供の効率化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）中の「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」において、地方公共団体が利用する電子システムについて国が整備を行い、システムの共通化を図る等の方針が打ち出された。

これを踏まえ、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 6 条に基づく建築確認申請等の手続きについて、オンラインで行うことができる「建築確認電子申請受付システム」の供用が令和 7 年 4 月より開始された。これを受け、今後、定期調査・検査報告（法第 12 条第 1 項及び第 3 項）、特定行政庁による許可・認定（法第 43 条第 2 項各号等）、建築基準法令の規定による処分等に関する書類等の閲覧（法第 93 条の 2）その他の建築基準法に基づく行政手続についても、順次オンライン化を進めていくことを予定しているところ、これを見据え、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。）及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）に定める手続に係る規定について合理化等を行う。

併せて、防火設備の定期検査の結果を踏まえ、特定行政庁が要是正の指摘を受けた防火設備が多い建築物を把握することを容易にするため、施行規則に定める報告書の様式における記載の見直しを行う。

2. 改正の概要

（1）建築基準法令に係る行政手続のワンスオンリー化について

建築確認、定期調査・検査等に係る申請又は報告においては、請求があった場合に特定行政庁が閲覧に供する（法第 93 条の 2）ために、申請書又は報告書と併せて、これらの概要を記載した「概要書」の提出を申請者等に求めているところ、申請書等は概要書の内容を概ね包含しており、申請者等が二度にわたり同一の情報を提出する状況にある。今般、行政手続きのオンライン化にあたり、一度提出した情報を再度提

出することを不要とするため（届出一度きり原則（ワンスオンリー））、下記の表 1 に掲げる概要書を廃止するとともに、現在概要書のみに記載を求めている事項について位置づけを行うため、表 2 に掲げる申請書等の記載事項の見直しを行う等の所要の改正を行う。

表 1

様式番号	内容
別記第 3 号様式	建築計画概要書 (第 1 条の 3、第 3 条の 7、第 6 条の 3、第 11 条の 3 等関係)
別記第 12 号様式	築造計画概要書 (第 3 条、第 11 条の 3 等関係)
別記第 36 号の 3 様式	定期調査報告概要書 (第 5 条、第 6 条の 3、第 11 条の 3 等関係)
別記第 36 号の 5 様式	定期検査報告概要書 (昇降機) (第 6 条、第 6 条の 3、第 11 条の 3 等関係)
別記第 36 号の 7 様式	定期検査報告概要書 (建築設備 (昇降機を除く。)) (第 6 条、第 6 条の 3、第 11 条の 3 等関係)
別記第 36 号の 9 様式	定期検査報告概要書 (防火設備) (第 6 条、第 6 条の 3、第 11 条の 3 等関係)
別記第 36 号の 11 様式	定期検査報告概要書 (遊戯施設) (第 6 条の 2 の 2、第 6 条の 3、第 11 条の 3 等関係)
別記第 67 号の 4 様式	全体計画概要書 (第 6 条の 3、第 10 条の 23、第 10 条の 24、第 11 条の 3 等関係)

※括弧内の条項は、施行規則の条項を示す。以下同じ。

表 2

様式番号	内容
別記第 2 号様式	確認申請書 (建築物) (第 1 条の 3、第 3 条等関係)
別記第 11 号様式	確認申請書 (工作物) (第 3 条等関係)
別記第 18 号の 2 様式	構造計算適合性判定申請書 (第 3 条の 7 等関係)
別記第 36 号の 2 様式	定期調査報告書 (第 5 条等関係)
別記第 36 号の 4 様式	定期検査報告書 (昇降機) (第 6 条等関係)
別記第 36 号の 6 様式	定期検査報告書 (建築設備 (昇降機を除く。)) (第 6 条等関係)
別記第 36 号の 8 様式	定期検査報告書 (防火設備) (第 6 条等関係)
別記第 36 号の 10 様式	定期検査報告書 (遊戯施設) (第 6 条の 2 の 2 等関係)
別記第 67 号の 3 様式	全体計画認定申請書 (第 10 条の 23、第 10 条の 24 等関係)

（２）特定行政庁の台帳記載事項及び閲覧対象書類の見直しについて

建築される建築物が確認や検査等の処分を適切に受けたものであること等を住民に示すため、表１に掲げる概要書のほか、特定行政庁が行った当該処分等の概要を記載する「処分等概要書」（別記第 37 号様式）を法第 93 条の 2 の規定により閲覧に供することとしているところ、今般、（１）により表１に掲げる概要書を廃止することに伴い、処分等概要書（別記第 37 号様式）についても廃止する。

また、改正後においては、表２に掲げる申請書等のうち概要書により閲覧に供していた事項について、台帳記載事項及び閲覧対象とすることで、これを担保する必要があるところ、具体的な処分等（建築確認、完了検査、許可、認定等）を台帳の記載事項として位置づけた上で、これを閲覧対象とする。

さらに、この改正に併せて、仮使用認定、許可、認定及び全体計画認定に関する図書及び書類について特定行政庁に対して保存を求めることとし、保存期間は特定行政庁が定める期間とする。

※ この一連の概要書の廃止に併せて、現行においては定期検査報告書（別記第 36 号の 2 様式）の第 3 面において記載を求めている「石綿調査状況」及び「耐震診断・改修状況」に係る指摘があった場合には、定期調査報告概要書（別記第 36 号の 3 様式）の第 1 面【５．調査による指摘の概要】【ロ．指摘の概要】欄に記載をさせ、閲覧に供していたところ、当該概要書を廃止するに当たり、これらの「石綿調査状況」及び「耐震診断・改修状況」自体を閲覧対象に位置付ける。

（３）特定行政庁の許可、認定及び指定に係る通知書の押印廃止について

これまで、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、順次、申請書や通知書等の押印について廃止を行ってきたところ。今回、下記の表 3 に掲げる処分通知の様式について、（２）によりこれらの処分の事実について閲覧が可能となるなど、押印を廃止した場合であっても当該通知の真正性が担保されることから、当該通知の様式において、押印欄を削除することとする。

表 3

様式番号	内容
別記第 45 号様式	許可通知書（第 10 条の 4 関係）
別記第 46 号様式	許可しない旨の通知書（第 10 条の 4 関係）
別記第 49 号様式	認定通知書（第 10 条の 4 の 2 関係）
別記第 49 号の 2 様式	認定しない旨の通知書（第 10 条の 4 の 2 関係）
別記第 49 号の 5 様式	指定通知書（第 10 条の 4 の 2 関係）
別記第 49 号の 6 様式	指定しない旨の通知書（第 10 条の 4 の 10 関係）

別記第 49 号の 8 様式	指定取消通知書（第 10 条の 4 の 13 関係）
別記第 50 号様式	指定の取消しをしない旨の通知書 （第 10 条の 4 の 13 関係）
別記第 62 号様式	（一団地）認定通知書（第 10 条の 16 関係）
別記第 62 号の 2 様式	（一団地）許可通知書（第 10 条の 16 関係）
別記第 63 号様式	（一団地）認定しない旨の通知書 （第 10 条の 16 関係）
別記第 63 号の 2 様式	（一団地）許可しない旨の通知書 （第 10 条の 16 関係）
別記第 66 号様式	（一団地）認定取消通知書（第 10 条の 21 関係）
別記第 66 号の 2 様式	（一団地）許可取消通知書（第 10 条の 21 関係）
別記第 67 号様式	（一団地）認定の取消しをしない旨の通知書 （第 10 条の 21 関係）
別記第 67 号の 2 様式	（一団地）許可の取消しをしない旨の通知書 （第 10 条の 21 関係）
別記第 67 号の 5 様式	（全体計画）認定通知書（第 10 条の 23 等関係）
別記第 67 号の 6 様式	（全体計画）認定をしない旨の通知書 （第 10 条の 23 等関係）

（参考）押印を不要とした処分通知の真正性の確認方法について

表 3 に掲げる処分通知書の記載事項は、特定行政庁が公告・縦覧しなければならない事項又は今回の改正により閲覧対象事項となるオープンな情報であることから、当該情報と交付された通知書に記載されている情報を突合することで、当該処分通知の真正性を確認することができる。

（４）書類の電子化に係る根拠規定の整理について

法令に基づいて行われる行政機関等による申請等、処分通知等、縦覧等及び作成等（※）に該当する手続については、書面での手続を前提とした法令の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）及びそれに基づく主務省令の規定により、電子情報処理組織等を使用する方法等によることが可能となっているところ、建築基準法令に基づく手続についても、電子情報処理組織等を使用する方法に係る特別の規定が置かれていない場合は、デジタル手続法の規定により電子情報処理組織等を使用する方法等によることが可能と整理されるところ。

一方で、建築基準法令に基づく

① 指定確認検査機関による申請等又は処分通知等に該当する手続に当たっての申請書や処分通知書に添付する図書及び書類の提出又は交付の手続

② 特定行政庁、都道府県又は指定機関（国土交通大臣が指定する確認、検査、試験等の業務を行う機関）による縦覧等及び作成等に該当する手続

については、電子情報処理組織等を使用する方法に係る特別の規定が置かれているため、一般法に当たるデジタル手続法ではなく、これらの施行規則又は機関省令の規定を踏まえ、電子情報処理組織等を使用する方法等による手続を可能としているところ。

今般、①及び②について、デジタル手続法に基づく国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年国土交通省令第 25 号）で規定する方法により、電子情報処理組織や電磁的記録を利用して行うことが可能であると整理することが適切であり、実務上でも支障がないことから、規定の簡素化、明確化を図るため、①及び②に係る規定を削除する。

（※）デジタル手続法における用語の定義は下記のとおり。

申請等 …申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知のこと

処分通知等…処分の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知のこと

縦覧等 …法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること

作成等 …法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存すること

（５）定期検査報告書（防火設備）における記載の見直しについて

定期検査報告書（防火設備）の様式（現行：別記第 36 号の 8 様式）について、要是正の指摘の有無については記載を求める一方、全体の防火設備の数に対する指摘のあった防火設備の数の記載を求める欄は設けられておらず、報告を受けた特定行政庁は、定期検査報告書の記載からは個々の建築物における要是正の指摘数の把握に支障があったところ、特定行政庁が、要是正の指摘数が多く是正の緊急性の高い建築物を把握した上で是正に向けた指導等を行うことを容易にするため、全体の防火設備の数及び要是正の指摘のあった防火設備の数の把握を可能とするよう、当該様式における記載事項を見直すこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布 令和 8 年 10 月

施行 令和 10 年 4 月 1 日

（参考）施行を令和 10 年 4 月 1 日とすることについて

本省令案における行政手続きのワンスオンリー化及び様式の押印廃止に係る改正事項等については、施行までに多くの地方公共団体が共通システムを導入し、行政手続きのオンライン化を行うことができる環境を整えておく必要があるところ、既に個別システムを利用している地方公共団体が、本改正に対応したシステムへ改修する対応等にかかる期間を考慮すると、これらの地方公共団体を含めて全国における運用体制が整うまでに 1 年以上の期間を要すると考えられることから、施行期日については再来年度の年度始めである令和 10 年 4 月 1 日とする。